平成２６年（フ）第５６号
岡山県美作市中山1291番地11
債務者　松本　謙二
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
岡山地方裁判所津山支部
平成２６年（フ）第２４６号
沖縄県浦添市伊祖１丁目32番５―403号
ゴールドキャッスル
債務者　新城奈留美（旧姓小楠）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第２７２号
沖縄県那覇市前島３丁目10番15号　レジデンス石原502
債務者　稲嶺三七子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２６年（フ）第１４０２号
名古屋市名東区山の手３丁目1019番地　静和マンション３Ａ号
債務者　中妻　智美
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第２３６号
兵庫県伊丹市御願塚２丁目２番13―206号
債務者　大出　雅直
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係
平成２６年（フ）第４８９号
兵庫県西宮市甲子園口２丁目13番７―307号
債務者　石神　啓子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第１０２号
北海道苫小牧市錦町２丁目５番15―302号
債務者　村上　美紀（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２６年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市音羽町２丁目１番15号
債務者　長谷川名優
1　決定年月日時　平成26年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２６年（フ）第１０９号
北海道苫小牧市日吉町２丁目10番６号
債務者　高橋　由美（旧姓若木）
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２６年（フ）第２９０号
宮城県名取市高舘熊野堂字五反田103番地の13
債務者　佐藤　実幸
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第５５３号
仙台市若林区若林３丁目１番18―202号
債務者　伊藤　正一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２６年（フ）第１７１号
秋田市土崎港西３丁目８番７号　サンセール港Ａ―202号
債務者　斉藤　定夫
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第１７２号
秋田市土崎港西３丁目８番７号　サンセール港Ａ―202号
債務者　斉藤美佐子
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第５８２号
千葉県船橋市本中山５丁目８番13―203号
債務者　北川　一浩
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第６２６号
千葉県船橋市三山２丁目31番１号１Ｆ
債務者　石堂　正人
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第６９０号
千葉県市川市本行徳31番18―202号　メゾン・シーウィンド
債務者　柳本　　勲
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第７２５号
千葉県市川市八幡２丁目11番９号　ロワール本八幡101
債務者　富樫　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２６年（フ）第７３２号
千葉市美浜区幸町２丁目16番３棟106号
債務者　西山　高志
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係